

第15回通常総会 招集ご通知

2023年3月1日

電力広域的運営推進機関

2023年2月2日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

第15回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第15回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

前回に続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、前回と同様、以下の事項を実施いたします。

- ①議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。
- ②本総会はインターネット中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、2023年2月28日（火曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月1日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただきますよう、
お願いします。事前質問の受付・インターネット中継につきましては、本機関ウェブ
サイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 業務規程一部変更の件
- 第3号議案 2023年度事業計画の件
- 第4号議案 2023年度予算決定の件
- 第5号議案 余裕金等の運用方針の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- （1）送配電等業務指針一部変更の件

以上

-
- 1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 - 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 - 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2023年2月20日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 - 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

総会参考書類

(別添)

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第3号議案 2023年度事業計画の件

2023年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2023年度予算決定の件

2023年度の予算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 余裕金等の運用方針の件

余裕金等の運用方針について、別紙5のとおりにいたしたいと存じます。

第6号議案 役員選任の件

理事長大山力、理事寺島一希、内藤淳一及び監事千葉彰は2023年3月末日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

なお、3期6年を超えて再任する役員の評価については、評議員会で必要な議論を行っております。

1. 理事長候補者

氏名	現職
大山 力 (おおやま つとむ)	本機関理事長（再任）

2. 理事候補者

氏名	現職
寺島 一希 (てらしま かずき)	本機関理事（再任）

3. 監事（非常勤）候補者

氏名	現職
千葉 彰 (ちば あきら)	公認会計士・本機関監事（再任）

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事長候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
大山 力 (67歳)	【最終出身校】 1983年 3月 東京大学大学院工学系研究科電気工学専門課程博士課程 (工学博士) 【略歴】 1983年 4月 横浜国立大学 工学部 講師 1985年10月 横浜国立大学 工学部 助教授 1987年 米国テキサス大学アーリントン校 客員助教授 (2年間) 1998年 4月 横浜国立大学 工学部 教授 2001年 4月 横浜国立大学 大学院工学研究院 教授 2021年 4月 電力広域的運営推進機関 理事長

2. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
寺島 一希 (64歳)	【最終出身校】 1982年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業 【略歴】 1982年 4月 電源開発(株)入社 2003年 4月 経営企画部経営企画グループメンバー(副部長) 2008年 7月 水力・送変電部大間幹線建設所長 2010年10月 水力・送変電部送変電室長 2011年12月 流通システム部長 2013年 7月 流通システム部長(兼)経営企画部審議役 2013年12月 審議役 (流通システム・電力システム改革に関する事項担当) 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 理事

3. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
千葉 彰 (69歳)	【最終出身校】 1977年 3月 学習院大学法学部卒業 【略歴】 1989年 3月 公認会計士登録 2000年 8月 監査法人太田昭和センチュリー（現：EY新日本有限責任監査法人）社員就任 2007年 5月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）代表社員就任 2015年 7月 千葉公認会計士事務所開設 2017年 4月 電力広域的運営推進機関 監事

第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件、業務規程一部変更の件、2023年度事業計画の件及び2023年度予算決定の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙6のとおり、変更いたします。なお、本件は2023年2月1日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 電気事業法改正に伴う規定の変更

【該当条文：第3条、第5条、第7条、第11条、第43条、
第61条の2から第61条の4（変更）】

- ・本機関の目的に「供給能力の確保の促進」を明記。
- ・発電設備に蓄電設備を含む場合等について、電気事業法と同様の考え方で表現を見直し。

2. 役員に関する規定の変更

【該当条文：第34条（変更）】

- ・本機関の役員の退任後の再就職の規制期間を2年間とする旨規定。
- ・また、あわせて、再就職の規制範囲を明確化する観点から、役員はその在任期間中に本機関と契約を締結した企業等の役員等になってはならない旨規定。
- ・さらに、本機関の中立性確保の観点から、本機関の理事会及び評議員会において、再就職先での業務内容や本機関で関与した事業内容の関係等を確認し本機関の中立性が確保されることについて議決しなければならない旨追加。

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
定款		定款	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 <u>令和 4 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（目的） 第 3 条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。	（目的） 第 3 条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、 <u>電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進</u> 及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。
（業務内容） 第 5 条 本機関は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 （略） 五 入札の実施その他の方法により <u>発電用の電気工作物</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 （略） 五の三 前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法 <u>第 2 8 条の 4 7 第 1 項</u> に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 （略）	（業務内容） 第 5 条 本機関は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 （略） 五 入札の実施その他の方法により <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 （略） 五の三 前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法 <u>第 2 8 条の 4 8 第 1 項</u> に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 （略）
（用語） 第 7 条 （略） 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 （略） 十 「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電氣的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電氣的な影響を与えることをいう。 十一・十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電用の電気工作物の</u> 新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電用の電気工作物の</u> 維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電用の電気工作物の</u> 再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 （略）	（用語） 第 7 条 （略） 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 （略） 十 「連系等」とは、発電設備等 <u>（発電設備及び蓄電設備をいう。以下この号において同じ。）</u> 若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電氣的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電氣的な影響を与えることをいう。 十一・十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電等用電気工作物の</u> 新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物の</u> 維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物の</u> 再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 （略）
（会員の責務） 第 1 1 条 （略） 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。	（会員の責務） 第 1 1 条 （略） 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
一・二 （略） 三 法第２８条の４３の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 （略） 3 （略）	一・二 （略） 三 法第２８条の４３の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 （略） 3 （略）
（役員の兼職禁止等） 第３４条 （略） ２・３ （略） ４ 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。 ５ （略） ６ 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。 （新設） （新設）	（役員の兼職禁止等） 第３４条 （略） ２・３ （略） ４ 役員は、その退任後 <u>二年間</u> 、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。 ５ （略） ６ 役員は、その退任後 <u>二年間</u> 、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又は <u>電気事業を営むその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。また、役員は、その退任後二年間、役員の任期において本機関と売買、賃借若しくは請負等の契約を締結した法人等又は売買、賃借若しくは請負等の競争入札への参加実績のある法人等の役員等になってはならない。</u> <u>７ 役員は、その退任後二年間、役員等となろうとする法人等と役員の任期における本機関との売買、賃借若しくは請負等の契約又は競争入札への参加実績の有無及び役員が退任後に関与する事業の内容と役員が本機関において関与した事業の内容の関係の確認により本機関の中立性が確保されることについて、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければ、法人等の役員等となってはならない。</u> <u>８ 前項に掲げる理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決については、公表するものとする。</u>
（評議員会の設置） 第４３条 （略） ２ （略） ３ 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第４７条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一～五 （略） 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>発電用の電気工作物</u> の設置に係る進捗状況及び稼働状況 七 （略）	（評議員会の設置） 第４３条 （略） ２ （略） ３ 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第４７条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一～五 （略） 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>発電等用電気工作物</u> の設置に係る進捗状況及び稼働状況 <u>並びに落札者等有する供給能力の確保状況</u> 七 （略）
（借入金及び広域的運営推進機関債） 第６１条の２ 本機関は、 <u>法第２８条の５２第１項</u> の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関	（借入金及び広域的運営推進機関債） 第６１条の２ 本機関は、 <u>法第２８条の５３第１項</u> の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（施行期日） <u>第 1 条</u> この定款は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	（施行期日） この定款は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
この定款は、令和 5 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 電気事業法改正に伴う規定の変更

【該当条文：第2条、第33条、第35条、第36条、第39条、
第50条、第51条、第51条の3、第61条の3、
第63条の2、第63条の3、第106条、第107条、
第113条、第114条、第123条、第144条の2、
第157条、第172条、第181条（変更）
附則（平成30年6月29日）第2条、第3条（変更）】

- ・発電設備に蓄電設備を含む場合等について、電気事業法と同様の考え方で表現を見直し。

2. ノンファーム型接続に関する規定の変更

【該当条文：第2条、第64条、第67条、第68条の2、第81条、
第82条、第180条（変更）】

- ・連系線以外の流通設備に混雑の定義を拡張。
- ・配電系統等を除き、混雑を前提とした設備形成を行うことから、発電設備の連系時における送電系統の容量確保の概念等が不要となるため、関係する規定を変更。
- ・本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者が基幹系統における平常時の混雑解消のため自然変動電源の出力抑制を実施した場合には、その出力抑制の妥当性を検証し、結果を公表する旨規定。

3. その他

- ・本機関内の業務移管に伴う業務分掌の変更及び経過措置であった実需同時同量契約終了に伴う変更等。

以上

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 （略） 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の <u>発電機</u> の発電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、 <u>電力貯蔵装置</u> 、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～九 （略） 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない <u>発電機の出力抑制</u> によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～十八 （略） 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録（ <u>第 4 2 号</u> に定める。）された潮流をいう。 二十 （略） 二十一 「混雑」とは、 <u>空容量が負となる状況</u> をいう。 （新設） （新設） 二十二 （略） 二十三 「発電設備等」とは、発電設備、 <u>電力貯蔵装置</u> その他の電気を発電又は放電する設備をいう。 二十四～三十四 （略） 三十五 「 <u>実同時同量の契約者</u> 」とは、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行時点において、一般送配電事業者たる会員と託送供給契約を締結していた小売電気事業者たる会員であって、当該一般送配電事業者たる会員の託送供給契約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。 三十六～四十五 （略）		（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 （略） 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の <u>発電設備</u> の発電余力及び蓄電設備の放電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、 <u>蓄電設備</u> 、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～九 （略） 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない <u>発電設備の出力抑制等</u> によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～十八 （略） 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録（ <u>第 4 3 号</u> に定める。）された潮流をいう。 二十 （略） 二十一 「混雑」とは、 <u>次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 連系線において、空容量が負となる状況。</u> <u>イ 連系線以外の流通設備において、潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある状況。</u> 二十二 （略） 二十三 「発電設備等」とは、発電設備 <u>及び蓄電設備</u> をいう。 二十四～三十四 （略） 三十五 <u>削除</u> 三十六～四十五 （略）	
（事務局） 第 1 0 条 （略） 2 ～ 8 （略） 別表 2 － 1 組織の業務分掌		（事務局） 第 1 0 条 （略） 2 ～ 8 （略） 別表 2 － 1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
運用部（広域運用センター）	需給及び系統の状況の監視・管理	運用部（広域運用センター）	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括	再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案	政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般	監査室	監査全般
（電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第 3 2 条の 9 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）		（電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第 3 2 条の 9 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）	
（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知） 第 3 2 条の 1 1 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）		（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知） 第 3 2 条の 1 1 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）	
（電源等リストの審査及び登録完了の通知） 第 3 2 条の 2 5 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 （略）		（電源等リストの審査及び登録完了の通知） 第 3 2 条の 2 5 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 （略）	
（電源入札等の実施） 第 3 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の規定により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付することが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。		（電源入札等の実施） 第 3 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の規定により、 <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付することが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電等用電気工作物</u> の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる <u>発電等用電気工作物</u> その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。	
（電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。		（電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア （略） イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二～四 （略） 2 （略）	一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア （略） イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二～四 （略） 2 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 （略） 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 （略） 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 （略）
（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等 二・三 （略）	（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等 二・三 （略）
（広域系統整備計画） 第 5 0 条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第 2 8 条の 4 7 第 1 項に規定する広域系統整備計画のほか、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 2 に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。	（広域系統整備計画） 第 5 0 条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第 2 8 条の 4 8 第 1 項に規定する広域系統整備計画のほか、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 2 に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。
（本機関の発議による計画策定プロセスの開始） 第 5 1 条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。 一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合 ア 複数の発電機の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合 イ （略） 二 （略）	（本機関の発議による計画策定プロセスの開始） 第 5 1 条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。 一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合 ア 複数の発電設備等の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合 イ （略） 二 （略）
（一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始） 第 5 1 条の 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電機</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第 5 1 条第 1 号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。	（一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始） 第 5 1 条の 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電設備等</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第 5 1 条第 1 号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（広域系統整備計画の届出） 第 6 1 条の 3　本機関は、第 6 0 条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、 <u>法第 2 8 条の 4 7 第 2 項</u> に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。	（広域系統整備計画の届出） 第 6 1 条の 3　本機関は、第 6 0 条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、 <u>法第 2 8 条の 4 8 第 2 項</u> に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。
（広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更） 第 6 3 条の 2　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、 <u>法第 2 8 条の 4 7 第 3 項ただし書</u> の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3　（略）	（広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更） 第 6 3 条の 2　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、 <u>法第 2 8 条の 4 8 第 3 項ただし書</u> の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3　（略）
（経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更） 第 6 3 条の 3　本機関は、第 6 1 条の 3 又は第 6 3 条の 2 の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、 <u>法第 2 8 条の 4 7 第 4 項</u> の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、 <u>法第 2 8 条の 4 7 第 4 項各号</u> に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。 2　（略）	（経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更） 第 6 3 条の 3　本機関は、第 6 1 条の 3 又は第 6 3 条の 2 の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、 <u>法第 2 8 条の 4 8 第 4 項</u> の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、 <u>法第 2 8 条の 4 8 第 4 項各号</u> に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。 2　（略）
（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い） 第 6 4 条　本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、 <u>周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</u>	（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い） 第 6 4 条　本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、 <u>契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</u>
（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一　（略） 二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 3 0 年法律第 8 9 号。以下「再エネ海域利用法」という。）第 8 条第 1 項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの <u>送電系統の暫定的な容量確保</u> に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2 ・ 3　（略）	（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一　（略） 二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 3 0 年法律第 8 9 号。以下「再エネ海域利用法」という。）第 8 条第 1 項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの <u>連系予約（送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第 6 8 条の 2 において同じ。）</u> に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2 ・ 3　（略）
（ <u>送電系統の暫定的な容量確保</u> に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2　本機関は、再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの <u>送電系統の暫定的な容量確保</u> の要請を受け付ける。 2　本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。 <u>ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。</u> 3　（略）	（ <u>連系予約</u> に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2　本機関は、再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの <u>連系予約</u> の要請を受け付ける。 2　本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。 3　（略）
（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第 7 5 条　本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系す	（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第 7 5 条　本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系す

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
る変圧器を含む。以下、<u>この節において同じ。</u>）の工事（<u>保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。</u>）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 （略）	る変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 （略）
（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等） 第 8 1 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、<u>及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討</u>について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等） 第 8 1 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、<u>及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討</u>について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。
（需給状況の監視の対象） 第 1 0 6 条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア （略） イ 発電事業者たる会員の<u>発電量及び発電余力</u>に関する状況 ウ （略） 二～四 （略）	（需給状況の監視の対象） 第 1 0 6 条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア （略） イ 発電事業者たる会員の<u>発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力</u>に関する状況 ウ （略） 二～四 （略）
（需給状況の監視等のための計画等の取得） 第 1 0 7 条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 （略） 二 発電契約者 <u>発電量及び発電余力</u>に関する計画並びに調達及び販売に関する計画 三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報（配電事業者たる会員にあつては、エ及びカを除く。） ア～ウ （略） エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備</u>、広域連系系統その他の情報 オ 託送供給契約者の需要実績<u>及び</u>発電契約者の発電実績	（需給状況の監視等のための計画等の取得） 第 1 0 7 条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 （略） 二 発電契約者 <u>発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力</u>に関する計画並びに調達及び販売に関する計画 三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報（配電事業者たる会員にあつては、エ及びカを除く。） ア～ウ （略） エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報 オ 託送供給契約者の需要実績<u>並びに</u>発電契約者の発電実績<u>及び放電実績</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
カ （略） 四・五 （略） 2 （略） （新設）	カ （略） 四・五 （略） 2 （略） 3 本機関は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構から、必要に応じて、発電の用に供する燃料に関する情報を取得する。
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第１１３条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第１１１条第１項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、この条及び第１１６条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第１１１条第１項の指示を行う。 一 （略） 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、この条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に発電設備を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア～エ （略） オ 発電設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの 五 （略） 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第１１１条第１項の指示を行う。	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第１１３条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第１１１条第１項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第１１６条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第１１１条第１項の指示を行う。 一 （略） 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下この条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備等（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備等の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に発電設備等を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア～エ （略） オ 発電設備等の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの 五 （略） 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電設備等の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第１１１条第１項の指示を行う。
（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第１１４条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第１１１条第１項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第１１１条第１項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、この条において「受電可能量」という。）を確認	（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第１１４条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第１１１条第１項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第１１１条第１項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下この条において「受電可能量」という。）を確認

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）				
する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。 四・五 （略） 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電機の出力抑制</u>に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第１１１条第１項の指示を行う。	する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備等</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。 四・五 （略） 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電設備の出力抑制等</u>に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第１１１条第１項の指示を行う。				
（指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第１２３条 本機関が第１１１条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 ２・３ （略）	（指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第１２３条 本機関が第１１１条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電及び放電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 ２・３ （略）				
（空容量の算出及び公表） 第１３３条 （略） ２・３ （略） 別表１０－２ 空容量の算出式 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"> 空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 ※５、<u>※６、※７、※８</u>） </td><td style="width: 80%;"> 空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流 </td></tr> </table> （※１）～（※５） （略） <u>（※６） 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</u> <u>（※７）・（※８）</u> （略）	空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 ※５、 <u>※６、※７、※８</u> ）	空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流	（空容量の算出及び公表） 第１３３条 （略） ２・３ （略） 別表１０－２ 空容量の算出式 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"> 空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 <u>※５、※６、※７</u>） </td><td style="width: 80%;"> 空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流 </td></tr> </table> （※１）～（※５） （略） （削る） <u>（※６）・（※７）</u> （略）	空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 <u>※５、※６、※７</u> ）	空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流
空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 ※５、 <u>※６、※７、※８</u> ）	空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流				
空容量算出式 （※１、※２、※３、※４、 <u>※５、※６、※７</u> ）	空容量 ＝ 運用容量 － マージン － 計画潮流				
（需給調整市場に係る運用容量及びマージン上限の通知） 第１３３条の３ 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の<u>運用容量及び調整力の取引ができるマージンの上限</u>を一般送配電事業者に通知する。	（需給調整市場に係る取引可能量の通知） 第１３３条の３ 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の<u>取引可能量</u>を一般送配電事業者に通知する。				
（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第１４４条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、<u>以下「電源等」という。</u>）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。 一・二 （略） ２ （略）	（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第１４４条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、<u>以下この章において「電源等」という。</u>）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。 一・二 （略） ２ （略）				
（承認の対象とする電源等） 第１４４条の２ 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第１項の承認の対象とする。 一 （略）	（承認の対象とする電源等） 第１４４条の２ 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第１項の承認の対象とする。 一 （略）				

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）			
二 運転中の <u>発電機出力</u> が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三～五 （略）				二 運転中の <u>発電設備等の出力</u> が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三～五 （略）			
（作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 （略）				（作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 （略）			
別表11－1 作業停止計画の種別				別表11－1 作業停止計画の種別			
種 別		内 容		種 別		内 容	
計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び <u>実同時同量の契約者</u> （以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画		計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び <u>特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）</u> （以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画			月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画	
（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は <u>実同時同量の契約者</u> （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 （略） 二 <u>発電設備</u> 発電計画提出者 三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び <u>発電設備</u> の保有者に限る。）と共有する。				（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は <u>特定契約者</u> （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 （略） 二 <u>発電設備等</u> 発電計画提出者 三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び <u>発電設備等</u> の保有者に限る。）と共有する。			
別表11－2 作業停止計画調整における各期日				別表11－2 作業停止計画調整における各期日			
業務内容		種別		業務内容		種別	
		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）			年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）
		その他				その他	
		年間及び月間計画の変更・追加				年間及び月間計画の変更・追加	

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
	発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※１）	原案	毎年１０月末頃	毎月　１日頃	不定期 (速やかに)	発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※１）	原案	毎年１０月末頃	毎月　１日頃
		調整案	毎年１２月末頃	毎月１０日頃			調整案	毎年１２月末頃	毎月１０日頃
		最終案	毎年　２月中旬	毎月中旬			最終案	毎年　２月中旬	毎月中旬
	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）		広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）
		調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）			調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）
		承認・決定計画(※２)	毎年３月１日	毎月２０日			承認・決定計画(※２)	毎年３月１日	毎月２０日
作業停止計画の調整案の調整		毎年１月（必要により２月実施可）	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		毎年１月（必要により２月実施可）	必要に応じて実施	
本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年２月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年２月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)
(※１)～(※３)(略)					(※１)～(※３)(略)				
(一般負担の限界の基準額) 第１７２条　本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額（以下「一般負担の上限額」という。）を検討し、指定する。 一　過去の<u>発電設備</u>の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二　（略） 三　<u>発電設備</u>が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異 四　（略） ２・３　（略）					(一般負担の限界の基準額) 第１７２条　本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額（以下「一般負担の上限額」という。）を検討し、指定する。 一　過去の<u>発電設備等</u>の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二　（略） 三　<u>発電設備等</u>が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異 四　（略） ２・３　（略）				
(出力抑制時の検証) 第１８０条　本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、<u>当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</u> ２　<u>本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u>					(出力抑制時の検証) 第１８０条　本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、<u>当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u> ２　<u>本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u>				
(年次報告書) 第１８１条　本機関は、本機関の収集した情報（第１８３条に規定する調査及び研究の結果を含む。）					(年次報告書) 第１８１条　本機関は、本機関の収集した情報（第１８３条に規定する調査及び研究の結果を含む。）				

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年１回、報告書として取りまとめ、公表する。 一～三 （略） 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（ <u>発電設備</u> の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題 五 （略）	及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年１回、報告書として取りまとめ、公表する。 一～三 （略） 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（ <u>発電設備等</u> の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題 五 （略）
附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整結果の確認） 第２条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による <u>発電制約量</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 ２ （略） （発電制約量の調整の不調時の対応） 第３条 （略） ２ （略） ３ 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった <u>発電機</u> の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。 ４ （略）	附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整結果の確認） 第２条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による <u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 ２ （略） （発電制約量の調整の不調時の対応） 第３条 （略） ２ （略） ３ 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった <u>発電設備等</u> の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。 ４ （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和５年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第１８０条の規定は、令和５年４月１日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 2023年度事業計画（案）

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワーク構築や適切な需給管理のため、以下の3点について取り組む。

- ・ 再生可能エネルギーを主力電源化するための系統利用ルールを確立し、ネットワーク設備の有効活用と効率的な投資による系統設備形成に資する検討や対策を行う。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電源構成や系統利用ルールの変化においても適切に需給バランスを評価し、安定的で安価なエネルギー供給確保のための検討や対策を行う。
- ・ 中長期的な社会構造の変化等を見据えた適切な需要想定と供給力管理を行う。

1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/供給能力の確保の促進、広域系統整備交付金の交付等、広域系統整備計画の策定（法第28条の40第1項第5号、第5号の2、第5号の3）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

（1）供給計画を通じた需給管理と次世代型ネットワーク構築のための設備形成

各事業者から提出される供給計画の取りまとめを通じて、国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、国において適切に対処すべき事項については、供給能力の確保を含む安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。また、電源構成や系統利用の変化や、2024年度から容量市場の実需給期間業務を開始すること等を見据え、供給力管理を的確に実施するための組織体制の見直しを検討する。

電源の休廃止が進む中、供給計画の取りまとめや、容量市場のオークション

結果等を踏まえ、中長期的な観点から、電源の新增設や休廃止の推移の確認等を行う。これに加え、個別の電源の稼働状況の把握等により需給管理の高度化を図るとともに、国とも連携して必要な供給力の確保策を検討していく。

(2) 需要想定に関する業務

需要想定は、需給バランス評価や供給信頼度評価、容量市場等の起点となる情報であり、安定供給に向けてその確度や根拠、透明性が不可欠であるため、電力需要や経済関連の各種データ分析・ヒアリング・文献調査等により、需要想定方法の課題抽出と改善を継続して行う。特に、導入が進むスマートメーターのデータの分析結果なども活用しつつ、経済・社会構造の変化と電力需要への影響を評価し、今後の需要想定に織り込むとともに、10 年を超える長期の需給シナリオの必要性や在り方についても国等と連携して検討を行う。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証並びに電力需給確認

国の節電要請の判断等に資する需給検証の評価方法について、確率論的必要供給予備力算定手法の課題検討を踏まえ需給検証における評価方法を再整理したうえで、報告書を取りまとめ公表する。また、電力需給実績を用いたレビューを行い、需給見通しの評価方法を高度化する。

電力需給確認 (kW (電力) モニタリング、kWh (電力量) モニタリング、kWh 余力率管理) については、これまでに確立した手法での需給監視に加え、モニタリング結果を踏まえた需給ひっ迫時の対応の課題の抽出・改善を行い、必要に応じ関係機関等と連携して、需給対策を適切に実施する。

(4) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 49 号) 及び第 6 次エネルギー基本計画 (令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) を踏まえた、次世代型ネットワーク整備のグランドデザインである広域系統長期方針 (以下「マスタープラン」という。) を、2022 年度に策定した。2023 年度はマスタープランの具体化に向けて、以下の取組を実施する。

① 広域系統整備計画

電力の広域的取引の環境整備や安定供給を着実に実現するために、現在進行中の広域系統整備計画 (北海道本州間連系設備、東北東京間連系線及び東京中部間連系設備) について定期的に工事進捗を把握し、系統整備に伴う国民負担抑制の観点から広域系統整備の実施段階における工事費等について検証する。

また、マスタープランで策定した広域系統整備に関する長期展望に基づき、広域系統整備計画の早期具体化を目指して、東地域及び中西地域の計画策定プロセスにおける基本要件の決定などの取組を行う。これと合わせて、

国と連携しながら、広域系統整備交付金や系統設置交付金の運營業務を含め、事業者による計画実施に向けた環境整備を行う。

②高経年化設備更新

送配電設備の供給信頼度の維持と社会コストの最小化の実現を目指す「高経年化設備更新ガイドライン」（2021年12月策定）を高度化するために、リスク量算定対象設備の拡大や、リスク量算定の精緻化等の検討を行う。

また、広域連系系統の高経年化に対しては、マスタープランで策定した広域系統整備に関する長期展望と整合を取りながら、設備更新を含めた効率的な設備形成を検討する。

③系統利用ルール

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と電力ネットワークの整備・維持に必要なコスト低減の両立を図るため、既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関し、2023年度から本格適用するN-1電制のオペレーション費用の妥当性確認業務を適切に実施する。

2023年12月までに、基幹系統のノンファーム運用に伴う混雑管理の手法として、S+3Eを前提としつつ、発電コストの最小化に向けて、混雑時に一定の順序に基づいて電源の出力制御を行う再給電方式を適切に実施できるよう準備を行う。

また、2023年度からローカル系統を対象にノンファーム型接続の受付を開始する中、今後のローカル系統の混雑発生を見据えた系統増強の在り方について、電源接続案件一括検討プロセスの手続等を参考に検討するとともに、必要に応じて規程類の改定等を行う。

これらの系統利用ルールの変更により、今後、平常時の系統混雑に伴う供給力や調整力への影響が懸念されるため、混雑系統における供給力及び調整力の評価のための混雑影響の想定方法を検討する。

（5）効率的なアクセス業務

配電用変電所等において引き続き継続する電源接続案件一括検討プロセスの手続及び運営が適切に行われていることを確認し、プロセスが遅滞なく進むよう一般送配電事業者を指導する。本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行い、遅滞なく回答する。さらに、ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の受付を開始するなどの系統利用ルールを変更した場合などにおいては、事業者への丁寧な説明・周知等を実施する。

（6）グリッドコードの検討

系統連系技術要件を含む電源等の系統連系に係る一連の規程であるグリッドコードの適切な整備は、再生可能エネルギー大量導入時の系統の安定化を

もたらすのみならず、再生可能エネルギーの主力電源化に資するものであり、再生可能エネルギーの導入拡大に合わせて、段階的に整備することが重要である。このため、2023年4月の適用開始に向けて短期的に要件化が必要だと考えられる技術要件（フェーズ1）については、既に系統連系技術要件等の施行準備を終えている。

2023年度は、2025年4月の系統連系技術要件改定に向けて、第6次エネルギー基本計画における2030年度時点での再生可能エネルギー導入比率である36～38%を想定した技術要件（適切な出力制御の実施や出力変動対策などに貢献する要件、当該時期に必要な電圧・電源種への適用拡大等）（フェーズ2）について検討を進める。

また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて参考値とする再生可能エネルギー導入比率である50～60%を想定した技術要件（フェーズ3）や、新たに導入拡大が想定される電源種や新規技術・新制度などを考慮した技術要件（フェーズ4）についても検討を行う。

1－2．送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

（1）地域間連系線の管理

2024年度に一次調整力及び二次調整力を含めた需給調整市場と広域需給調整の環境整備を完了させるため、以下の取組を実施する。

- ・ 2024年度に需給調整市場で商品追加される一次調整力及び二次調整力の運用課題や広域機関システムの改修内容の検討を進める。
- ・ 発電事業者及び小売電気事業者が提出する発電・需要の計画と実績の差分（以下「インバランス」という。）の調整に係る料金制度に必要な広域予備率及び補正料金算定インデックスの円滑な算出・公表を確実に実施する。
また、2024年度から予定されている広域予備率と補正料金算定インデックスの一本化に向け、広域機関システムの改修を進める。

その他、発電実績の公開や経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査、連系線の運用容量及びマージンの算出・公表に係る以下の業務を実施する。

- ・ 国の審議会において、2023年度中に広域機関が発電実績を公開すると整理されたことを踏まえ、適切にシステム開発が進むよう発電実績データを保有する各一般送配電事業者等と調整する。また、システム開発完了後、円滑な公開・運用を行う。
- ・ 広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定

期審査を行う。同様に 2025 年度までの暫定措置として導入された経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務及び制度趣旨に沿った入札行動等を行っているか経過措置対象者を定期的に監視し、不適切行動を見つけた場合は是正を促す。

- ・ 社会基盤である電力インフラを系統利用者が最大限利用できるよう、迅速な対応が求められる連系線事故や計画外作業停止時等を含め、供給信頼度を確保した上で運用できる連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出・公表する。
- ・ 連系線の運用容量設定等に当たっては、系統の安定性等を評価・確認する必要があることから、信頼性の高い管理に寄与するために、系統解析ツールによる潮流等の解析を通じて、業務品質の向上に取り組む。

また、2022 年度に取りまとめたマスタープランに基づき中地域交流ループの具体的な運用方法について検討を進める。

(2) 作業停止計画の調整

送配電網の強靱化のための既存流通設備の計画的な更新による長期作業停止の増加が予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保の両立が必要であり、事業者間の利害調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現することが重要である。

このため、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画を取りまとめ、太陽光等再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を考慮した上で、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画について調整を行い、作業停止計画を適切な時期に公表する。

また、2022 年度から、容量市場で落札している電源が、実需給 2 年前に定期補修等に伴う停止又は出力低下に係る容量停止計画を策定していることを踏まえ、引き続き作業停止計画および容量停止計画に関する調整業務について、その円滑かつ効率的な実施方法について検討等を進める。

さらに、混雑時に調整電源で潮流調整を行う再給電方式(2022 年 12 月導入)に加え、混雑時に一定の順序に基づいた電源の出力制御により混雑解消を行う再給電方式が、2023 年内に導入予定であることから、流通設備作業停止時の混雑管理の取扱いについての考え方を再整理し、適切に運用する。

(3) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の安定供給は、適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保等によって維持されており、それらを適正量確保することで電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立している。本機関では電源運用状況等のデータを分析し、供給予備力や調整力の適正な必要量を算定している。加えて、必要量算定の考え方等については、調整力の調達が調整力公募から需給調整市場に移

行していくことや、容量市場の開設及び足元の需給動向など、状況変化に応じた見直しを実施している。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、将来的に必要となる供給予備力及び調整力（周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等）を想定し、予め対応を進めることがカーボンニュートラル実現と安定供給の両立につながる。本機関では将来の需要想定や再生可能エネルギーの設備量想定等から、将来の電力需給状況を想定し、将来の調整力・慣性力の管理方法及び調達方法の確立に向けた検討を進める。

以上を踏まえ、2023年度は以下の取組を実施する。

- ・ 供給予備力の適正な確保については、2023年度の供給計画、2027年度向けの容量市場のオークション結果及び需給動向等を踏まえ、必要に応じて検討を進める。

また、系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立を目指し、調査・検討、評価ツールの構築等を進める。

- ・ 調整力の適正な確保については、一般送配電事業者による調整力公募の結果や調整電源の作業調整を踏まえた調整力の確保状況を確認するとともに、調整力公募が継続する沖縄エリアの公募必要量等の検討を2023年上期目途に進める。

また、調整力必要量の増加や火力電源の休廃止動向を踏まえた中長期での調整力確保の方法についても検討を行う。

- ・ 慣性力の適正な確保については、将来の慣性力確保状況等の概算結果を基に、慣性力必要量算定手法の精緻化及び足元の確保状況等の管理手法について検討を進める。

（４）需給調整市場

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することは、電気を売買する事業者の安定した事業運営に寄与するとともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する上で重要である。その際、電力システムを利用する全ての事業者や消費者にメリットを提供する観点から、必要となる調整力の調達及び運用について、広域化、市場メカニズムの採用による透明性の向上及び DR（デマンドレスポンス）実施事業者や新規事業者を含む事業者の競争環境を構築することは、調整力の調達及び運用コストの効率化や低減化を実現するために必要である。

本機関は、この調整力を効率的に調達するプラットフォームである需給調整市場における調整力の取引を、5つの商品に細分化し、それぞれの詳細制度設計を取りまとめた。今後は、一次調整力及び二次調整力①・②の2024年度の市場開設に向けた準備を進めるとともに、市場開設済みの三次調整力①・②の

取引状況を踏まえ、必要な制度見直しを進めていく。

以上を踏まえ、2023 年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2024 年度に市場開設する一次調整力及び二次調整力①・②に関する準備を進める。
- ・ 市場開設済みの三次調整力①・②の取引状況に応じて必要なルール見直しに関する検討を進めるとともに、気象予測精度向上や共同調達など調整力必要量の適正化に向けた検討を進める。
- ・ 系統混雑を踏まえた需給調整市場からの調整力の調達方法の検討を進める。

なお、現在、 ΔkW （調整力）は需給調整市場で、 kWh は卸電力市場で取引され、電源起動やその準備が必ずしも最適な形で行われていない上、卸電力取引市場・需給調整市場・計画提出の実務など複数の制度間での整合的な検討が必要であることから、国において ΔkW と kWh を同時に調達する市場（同時市場）の検討が開始されている。本機関としても、電力市場のあるべき姿を見据えつつ、現在の需給調整市場との連続性の観点も踏まえ、広域的・効率的な調達方法について検討を進める。

（５）系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」（2021 年 9 月改定）に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

（６）広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

連系線の新設・増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2024 年度から需給調整市場の全商品を運用開始することや、2027 年度の佐久間周波数変換設備及び東清水周波数変換設備の増強を見据えつつ、広域機関システムの改修を進める。

以上を踏まえ、2023 年度は以下の取組を実施する。

- ・ 既存システムの開発においては、2024 年度以降に向けて検討が進められている制度変更や周波数変換設備の増強等に対して適切かつ効率的に運用することができるよう開発を行う。2023 年度の具体的な取組としては、2024 年度から需給調整市場で取扱いが始まる一次調整力及び二次調整力①・②への対応として、地域間連系線への容量登録を既存商品と同様に扱うための改修を実施する。また、中央算定システムがインバランス算定に用いる指標の広域予備率への変更や、中地域交流ループ対応などの新たな制度及びルール見直しに対して改修を検討する。
- ・ 既存システムは、2016 年の運用開始から度重なる改修をしてきたこともあり、機能や構成が複雑化しており、追加開発や維持管理への影響が出始めている。2030 年度末にハード・ソフトともに保守不可能となる時期を迎え

ることもあり、2025 年度にシステムリプレイスに本格着手できるよう検討を進める。2023 年度の具体的な取組としては、コスト削減と性能向上を目的にソフト・ハード両面からの構成見直し及びその実現可能性の技術的側面からの評価など、具体的な詳細検討を進め、開発着手の準備を進める。また、一般送配電事業者の次期中給システム開発との協調や技術的な調査により、開発工程を含めて必要な要件等を確定させる。

- ・ 既存システムの維持管理・保守においては、システムリプレイスの検討状況を踏まえ、必要最小限のハードウェア保守限界対策を行うことで、正常な運用を維持し、保守及び性能維持の管理を行う。

なお、システム開発においては目的適合性を十分に配慮しつつ、維持管理を含めて、CIO アドバイザー（システム開発の専門家）によるコスト精査を実施すること、プロジェクトマネジメントを強化すること、システム開発前に有識者を交えてシステム化範囲等の妥当性についての確認を行うこと等によって効率性向上に向けた取組を行う。

（7）需要者スイッチング支援

消費者の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）を支援するため、スイッチング支援システムの安定稼働を維持する必要がある。そのため、障害発生時の迅速な復旧対応のために、システム保守体制の強化について検討・整備を進める。また、システム利用者や関係者の連絡体制を適切に運用する。さらに、2022 年度に、老朽化したシステム基盤の保守サポート期限を延長した上で、老朽化した設備の更新計画を策定した。2023 年度は、本更新計画に基づき対策を進める。

2. 電力の安定供給のための供給力確保及び需給バランス評価

電力の安定供給のために必要な供給能力を確実にかつ効率的に確保するため、容量市場の適切な運営及び供給計画やその見直しを通じて需給バランスの評価を適切に実施する。これにより、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットの向上を実現する。

2-1. 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電等用電気工作物の設置を促進するための業務（法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号）

（1）容量市場の詳細設計及び運営

容量市場は、毎年実施するメインオークションに加え、2024 年度に実需給対応の初年度を迎えるところ、オークション結果を踏まえた制度設計の点検や

関連する他の制度改定等との整合対応、実需給期間業務の実施に向けた準備対応、需給状況を踏まえた追加オークションに係る対応などについて継続的に取り組む。更には長期脱炭素電源オークションの実施に向けた制度の詳細設計や業務対応の準備を確実に行う。

以上を踏まえ、2023年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2023年度以降のメインオークションや実需給期間前業務（実効性テスト、容量停止計画調整等）については、オークション結果を踏まえた制度設計等の点検や必要な制度検討を行うとともに、市場ルールや運営体制、システム等への反映を進める。
- ・ 2024年度が初年度となる実需給期間業務（アセスメント、請求・交付・検証等）を適切に遂行できるよう、運営体制の整備を行い、リハーサルを含む準備を確実に行う。
- ・ 2023年度に実施する追加オークションについては、需要想定の見直しや確保された供給力の状況変化を踏まえ、実施判断及び実施に向けた事前準備を行う。また、必要に応じて、2024年度の追加オークションについて制度設計等の点検を行う。
- ・ 2023年度中の長期脱炭素電源オークションの導入に向けた制度詳細や業務設計の検討に加え、オークション入札実施に向けた約款や募集要綱等の作成及び応札時に必要となる各種登録・審査等の運營業務やシステム整備を行う。
- ・ 容量市場について、発電事業者や小売電気事業者、一般送配電事業者等に対して、制度内容や当該事業者が求められる対応等の周知・理解を図るとともに、一般向けに、制度の意義や必要性を丁寧に解説する形で情報発信を行う。

（２）供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

各事業者からの供給計画を通じて、国内の需給に関してベースとなるデータを取りまとめ、供給信頼度を評価し、供給力対策の要否を検討する。供給力対策が必要と判断される場合には、供給能力の確保のために必要な措置に関するものも含め国へ意見具申するとともに、具体的な対応に速やかに取り組む。

近年、電源の休廃止の進展等により、厳しい電力需給が継続しており、2022年度より実施されている容量停止計画の調整も踏まえつつ、供給力対策として、2023年度においても必要に応じて供給計画にもとづく補修時期の調整に取り組む。また、電源入札については、2024年度からの容量市場による供給力運用の開始や、国の審議会において予備電源等の議論が進められていることを踏まえこれらの供給力対策の枠組みの中で、必要な検討を行う。

3. 電気の需給の状況の監視（法第 28 条の 40 第 1 項第 1 号）

（1）会員の需給状況の監視

会員から提出される需要計画に基づいた供給力の確保状況、当日運用における供給区域の需要や主要発電所の稼働状況等供給力の状況、さらには供給区域間をつなぐ連系線運用状況の監視・管理を 24 時間・365 日の体制で行うことにより、需給状況の悪化時に適切な指示や要請を行う。

また、各種計画が送配電等業務指針（2023 年 4 月改定）に照らして適正な内容で提出されるよう、各事業者のインバランス量について確認し、必要に応じて、事業者に対する注意喚起を行う。また、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては原因や再発防止策等の報告と改善を求め、必要に応じて指導を行うことにより改善を確実なものとする。

（2）大規模停電リスクに備えた運用対策

大規模停電の発生リスクを低減させ、かつ大規模停電発生時の停電復旧時間を短縮させる観点から、これらに必要となる基準や考え方の検討を一般送配電事業者と協調して進める。具体的には、大規模災害発生時にも広範囲な停電を回避するため、広域連系系統での適切な負荷遮断の在り方（同期エリア全体での負荷遮断実施によるブラックアウトの回避等）や系統分離方策（系統分離点の選定や分離の判断方法（ブラックアウトしないケースでは分離を回避等））の整理等を実施する。また、ブラックアウト復旧の実効性を高めるために、ブラックスタート電源に求める要件を整理し募集要綱に反映する。

4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第 28 条の 40 第 1 項第 2 号）

平常時・緊急時を問わず安定供給のために全国大での需給調整を行う。具体的には、災害や電源トラブル等による kW の電力需給の悪化だけでなく、近年顕在化している燃料不足や揚水運用による kWh の電力需給ひっ迫について、必要に応じ関係機関等と連携して情報把握を進め、会員に対し、市場活用も考慮しつつ、需給状況を改善するため、需給ひっ迫融通等必要な指示を行うとともに、実運用の中で顕在化した課題について広域予備率等による管理の高度化に向けた検討・改善を行う。また、再生可能エネルギーの出力増加等で、供給区域の需要に対する供給力が余剰になるような場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。2022 年度から広域予備率に基づく広域需給調整を開始したことから、平時だけでなく需給ひっ迫時においても広域需給調整が円滑に実施できるよう、確実な体制や運用方法を確立する。これら需給運用についての確かつ迅速に対応するため、一般送配電事業者等と連携し

た訓練を実施する。

また、需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力抑制を行った場合に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）並びに出力制御の公平性の確保に係る指針（2022 年 4 月改定）及び本機関の送配電等業務指針に照らして、出力抑制指令の妥当性の検証を行うとともに、発電事業者の観点から再生可能エネルギー抑制の指令が公平に実施されたかについて、毎年度終了後に一年間の抑制の回数を確認し、出力制御の公平性の確保に係る指針の内容に則り、検証し結果を公表する。

5. FIT・FIP 交付等業務/太陽光パネル廃棄費用積立金管理、及び FIT・FIP 入札業務の適切な実施（法第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2、第 8 号の 3、第 2 項第 2 号）

再生可能エネルギーは、最大限の導入と国民負担の抑制を両立しながら「主力電源化」に向けた環境整備を進めていくこととされており、本機関としては FIT・FIP 制度や太陽光発電パネルの廃棄等費用の積立等に係る業務について、適正かつ効率的に運営する。また、新たな制度変更等に迅速かつ的確に対応する。

以上を踏まえ、2023 年度は以下の取組を実施する

- ・ FIT・FIP 制度に関する業務は、認定事業者、買取義務者及び小売電気事業者等の事業運営に直接的な影響を与えるとともに、原資となる賦課金は国民負担により賄われていることから、適正かつ効率的な業務運営や堅実なリスク管理を行う。
- ・ FIT・FIP 制度は、交付金交付対象や交付金算定方法が異なること等から、別システムを構築して業務を実施しているが、効率化や内部統制の観点から、システムの統合等について検討を実施する。
- ・ 国の審議会における、再生可能エネルギーの事業規律の強化や FIP 制度下での蓄電池等の併設の促進に関する議論も踏まえ、必要な業務設計及びシステム改修に向けた検討を迅速かつ的確に実施する。
- ・ FIT・FIP 制度等に関する事業者からの問合せについて数多く対応しているが、FIP 交付金算定や FIT 制度からの移行に関する問合せが増加していることも踏まえ、ウェブサイト及び FAQ の充実等を実施する。

6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第 28 条の 40 第 1 項第 7 号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情・紛

争についての申出又は相談を受けたときは、事業者の機会損失を最小限に抑えるべく、回答その他の初動措置を速やかに行うとともに、論点整理や事業者毎の申出を踏まえた解決案提供行い、早期の解決に努める。

初動の措置では解決できず、更なる対応が必要な場合においては、裁判外紛争解決手続の活用や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等の必要な措置を講じ、問題の解決に努める

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、事業者の事業機会の拡大につながるよう、本機関のウェブサイトで事案を公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

8. 前 1. ～ 7. の附帯業務及び災害対応関連業務（法第 28 条の 40 第 1 項第 9 号、法第 28 条の 40 第 1 項第 4 号の 2 及び法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号）

(1) 報告書の作成及び公表

電力需給や電力系統の状況等について、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に分析を加え、各ステークホルダーに有益な情報となるよう報告書を取りまとめ公表する。2023 年度は業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直し、に関する報告書を作成し公表する。

また、情報収集・発信機能の強化のため、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理し公表する。

(2) 災害等への対応

緊急時は、業務規程及び防災業務計画に基づいた対応態勢の下、昨今激甚化している大規模自然災害の発生や需給ひっ迫に備え、国と密接な連絡調整を図

るとともに、国の防災業務との連携を強化する。

平常時は、災害対応力の強化にむけた訓練を継続的に実施するとともに、本拠点の施設や役職員等が被災した際にも事業継続計画に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、西日本に構築したバックアップ運用拠点におけるシステムの稼働確認を含む職員の対応訓練の実施や職員の移動・宿泊計画支援サービスの実効性を確認する。

また、本機関は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づく指定公共機関であることを踏まえ、不測の事態に引き続き備える。

加えて、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、必要な対応を行う（法第 28 条の 40 第 1 項第 4 号の 2）とともに、災害復旧にかかる費用を全国大で負担・費用回収する災害等復旧費用の相互扶助における拠出金の総額及び積立基準額の設定、拠出金の請求、申請受付、交付金額の決定及び交付を行う。

9. 本機関の目的を達するために必要な業務（法 28 条の 40 第 1 項第 10 号）

（1）広報

本機関の業務の透明性を高めるとともに、本機関の業務や電気事業の広域的運営の重要性や必要性等について、会員はもちろんのこと、社会にも理解されるよう、情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。特に需給ひっ迫に関する事前情報の提供や、需給ひっ迫発生時における速やかな情報発信に取り組む。

（2）海外事例等の調査・活用

本機関の業務を実施する上で、海外の知見を活用することが有用であり、海外事例の調査・情報収集や、海外機関との協力関係の構築に取り組む。具体的には、国際学会等への参加や、海外関係機関との技術懇談等の機会を積極的に設けることで、継続的に意見交換可能な関係を構築し、その知見を国内の制度設計等における議論へフィードバックすることを目指す。

（3）組織運営体制の継続的見直し

2021 年 6 月に策定した「組織体制についてのアクションプラン」の大方針に基づき、2023 年度も、継続して組織運営・ガバナンスの強化、人材確保・人材教育、情報収集・発信機能の強化に取り組む。特に組織体制については、供給力の確保・管理を的確に実施できる体制の強化等について検討し、必要に応じて組織体制の見直しを行う。

(4) 職員の確保・育成等

本機関は設立以降、その役割を着実に遂行するため、その業務内容を拡大しながら様々な課題に取り組んできた。その結果、発足当時より本機関が確保すべき人材は多様化しており、プロパー職員・出向者問わず、スキルの高い職員の確保が重要な課題となっている。

特に、組織の使命、業務の継続性や、個社情報を扱う部署があることを踏まえ、プロパー職員の確保・育成は重要であり、2023 年度も、中途採用の活動を増加させ、採用時研修や内部・外部研修、若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者）への出向・派遣などのスキル向上支援を実施する。

なお、当面の業務増には的確に対応しつつ、組織の中立性・公平性の確保の観点から、引き続き大手電力出向者比率の中期的かつ計画的な引き下げを目指す。

また、組織体制や、リモートワークの定着を含む働き方の見直し等を踏まえ、職員の業務推進のために必要な執務環境を整備する。

(5) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務及び電気事業者との連携において、消費者が安価な電力を安心して利用できるよう、本機関及び電気事業者の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高め、大規模停電に至るセキュリティ事故発生ゼロを引き続き目指す。

2022 年度より、再生可能エネルギーの交付金等の取り扱いが開始したことも踏まえ、引き続きサイバー攻撃への備えを強化し、訓練や教育を推し進める。

(6) 監査によるモニタリング

本機関の業務が、関係する法令・諸規程等に則り適正に行われているかについて、特に中立性・公平性に基づく業務実施や財務報告、文書管理、情報管理、情報セキュリティ施策の適正性等の観点から内部監査を実施する。

財務報告については、2021 年度に災害等復旧費用の相互扶助制度、2022 年度に FIT・FIP 制度の交付業務及び太陽光発電パネルの廃棄費用の積立金の管理等の業務を開始したことや、2024 年度に容量市場の請求・交付業務の開始を予定することなど、今後も多額の資金管理を扱う業務の増加が見込まれることから、これらの業務に係る内部統制の整備状況評価及び運用状況評価、会計処理・資金管理等の業務の適正性の検証に注力する。さらに、資金管理業務の執行に関する第三者による検証（外部会計監査）の導入に向けて、監事監査との連携を含めた監査体制の検討を進める。

また、情報セキュリティ確保等についても、外部委託を活用して第三者による専門的かつ客観的な内部監査を実施する。

(7) その他

国の審議会等における制度改正の検討や需給ひっ迫対応の検証等を踏まえ、本機関としても、必要な業務や対応を適時適切に実施する。

10．送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

国の審議会等において検討中の様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

電力広域的運営推進機関 2023年度予算（案）

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2023事業年度収入支出予算は、別紙「2023年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2023事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	200	2023年度 ～2028年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	100	2023年度 及び2024年度	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	600	2023年度 及び2024年度	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2023年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,526,792	-	108,711	15,781	13,847	21,625	2,366,828	会費収入	10,595,891	-	-	-	26,203	-	10,569,688
役職員給与	2,100,599	-	99,079	14,383	11,511	19,710	1,955,916	会費	18,000	-	-	-	45	-	17,955
退職給付引当金繰入	81,023	-	2,079	302	444	413	77,785	特別会費	10,577,891	-	-	-	26,158	-	10,551,733
其他人件費	345,170	-	7,553	1,096	1,892	1,502	333,127	納付金収入	940,345	-	821,146	119,199	-	-	0
租税公課	6,513	-	1,645	239	-	97	4,532	手数料収入	74,224	-	-	-	-	74,224	0
固定資産関係費	6,254,796	-	218,396	31,703	-	5,213	5,999,484	その他収入	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産取得費	1,162,924	-	4,139	601	-	823	1,157,361	前年度よりの繰越金	3,270,842	-	-	-	8,089	-	3,262,753
無形固定資産取得費	5,080,846	-	214,246	31,100	-	4,388	4,831,112								
修繕費用	11,026	-	11	2	-	2	11,011								
運営費	5,644,654	-	492,394	71,476	19,446	47,289	5,014,049								
支払利息	15,111	-	-	-	-	-	15,111								
予備費	433,436	-	-	-	999	-	432,437								
合 計	14,881,302	-	821,146	119,199	34,292	74,224	13,832,441	合 計	14,881,302	-	821,146	119,199	34,292	74,224	13,832,441

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

余裕金等の運用方針の件（案）

2023年度余裕金等運用方針について、別紙のとおり、定めたく存じます。
 方針の概要は下記のとおりです。

記

運用対象	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金
基本方針	原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努める
運用額	原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額
運用方法	原則として、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする
運用額以外の預金の管理	決済用預金で保有
運用益	納付金に充当
運用額の単位	10億円

以上

【添付資料】

2023年度余裕金等運用方針
 余裕金等の運用方針 新旧対照表

2023年度余裕金等運用方針

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の運用については、以下のとおりとする。
- 納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、元本保証の安全性*及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。
※ 金融機関の破綻リスクを除く。
- 運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

余裕金等の運用方針 新旧対照表

変更前（変更点に <u>下線</u> ）	変更後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>2022年度余裕金等運用方針</u> ■ <u>余裕金等の運用にあたっては、原則として、余裕金等^{※1}の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。</u> <u>※1 余裕金等とは、余裕金、解体等積立金及び納付金をいう。</u> ■ <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金の運用については、以下のとおりとする。</u> ■ <u>運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%を除いた額とする。</u> ■ <u>運用方法については、原則として、流動性及び元本保証の安全性^{※2}の観点から、1か月サイクルの譲渡性預金とする。</u> <u>※2 金融機関の破綻リスクを除く。</u> ■ <u>直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。</u> ■ 運用益については、納付金に充てるものとする。 ■ 運用額の単位は10億円とする。	<u>2023年度余裕金等運用方針</u> ■ <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の運用については、以下のとおりとする。</u> ■ <u>納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。</u> ■ <u>運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。</u> ■ <u>運用方法については、原則として、元本保証の安全性[※]及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。</u> <u>※ 金融機関の破綻リスクを除く。</u> ■ <u>運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。</u> ■ 運用益については、納付金に充てるものとする。 ■ 運用額の単位は10億円とする。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 電気事業法改正に伴う規定の変更

【該当条文：第12条、第16条から第19条、第22条、第23条、第26条、第62条、第64条の2、第135条、第139条、第141条、第144条、第152条、第153条、第154条から第156条、第165条、第166条、第168条から第170条、第173条から第175条、第184条、第186条、第189条、第191条、第193条、第209条の2、第221条、第230条、第244条
附則（平成30年6月29日）第2条（変更）】

- ・発電設備に蓄電設備を含む場合等について、電気事業法と同様の考え方で表現を見直し。

2. ノンファーム型接続に関する規定の変更

【該当条文：第62条、第77条、第79条、第84条、第85条、第89条、第92条から第94条、第97条、第105条、第120条の4、第121条の2、第122条の3、第122条の9、第122条の10、第123条の2、第124条、第153条（変更）
第153条の2、第153条の3（新設）】

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑を前提とした設備形成を行う旨規定。
- ・配電系統等を除き、混雑を前提とした設備形成を行うことから、発電設備の連系時における送電系統の容量確保の概念等が不要となるため、関係する規定を変更。
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を活用してもなお基幹系統に平常時の混雑が発生する場合、調整力以外の電源の出力抑制等を

行う旨及びその出力抑制等を行う電源の順位を規定。

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑解消のため自然変動電源の出力抑制を実施した場合には、本機関へ出力抑制に関する資料を提出する旨規定。

3. 系統連系技術要件に関する規定の変更

【該当条文：第135条（変更）】

- ・「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等で定めるべき発電設備の仕様等の具体的な内容の記載を削除。
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系技術要件において、系統連系する際に必要となる内容を定めなければならない旨規定。

4. その他

- ・経過措置であった実需同時同量契約終了に伴う変更等。

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（ <u>発電設備</u> の廃止計画の提出） 第 1 2 条 発電事業者は、設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。	（ <u>発電設備等</u> の廃止計画の提出） 第 1 2 条 発電事業者は、設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。
（一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請） 第 1 6 条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な <u>発電設備</u> の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。	（一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請） 第 1 6 条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u> の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。
（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項） 第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の <u>発電用電気工作物</u> その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略）	（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項） 第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の <u>発電等用電気工作物</u> その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略）
（電源入札等の基本要件の記載事項） 第 1 8 条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 電源入札等の対象となる電源等（ <u>発電用電気工作物</u> の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四～十二 （略）	（電源入札等の基本要件の記載事項） 第 1 8 条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一・二 （略） 三 電源入札等の対象となる電源等（ <u>発電等用電気工作物</u> の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四～十二 （略）
（電源入札等の応募者の条件） 第 1 9 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第 3 8 条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。 一 <u>発電用電気工作物</u> を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。 二～五 （略）	（電源入札等の応募者の条件） 第 1 9 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第 3 8 条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。 一 <u>発電等用電気工作物</u> を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。 二～五 （略）
（応募者の評価項目） 第 2 2 条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五 事業継続性 事業者の財務健全性、 <u>発電設備</u> の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等 六～八 （略）	（応募者の評価項目） 第 2 2 条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。 一～四 （略） 五 事業継続性 事業者の財務健全性、 <u>発電等用電気工作物</u> の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等 六～八 （略）
（落札者の電源等維持運用業務の報告） 第 2 3 条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、 <u>発電用電気工作物</u> の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報	（落札者の電源等維持運用業務の報告） 第 2 3 条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、 <u>発電等用電気工作物</u> の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
告しなければならない。	報告しなければならない。
（調整力の公募等） 第２６条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の <u>発電設備</u> や特定の <u>発電設備設置者</u> を優遇してはならない。	（調整力の公募等） 第２６条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の <u>発電設備等</u> や特定の <u>電気供給事業者</u> を優遇してはならない。
（電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件） 第６２条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、 <u>発電出力</u> 、需要、系統構成等を前提に、これを行う。	（電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件） 第６２条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、 <u>発電設備等の出力（連系線以外の流通設備にあつては、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制も考慮したもの。）、</u> 需要、系統構成等を前提に、これを行う。
（電力設備の単一故障発生による発電抑制） 第６４条の２ （略） ２～４ （略） ５ 一般送配電事業者及び配電事業者は、Ｎ－１電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。 一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、Ｎ－１電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用（ＦＩＴ電源が発電抑制の対象となった場合は、当該ＦＩＴ電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第１３条の３の４（同令附則第１３条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する回避可能費用単価を乗じた額）を差し引いた額 二 発電抑制の対象となった発電設備等がＦＩＴ電源である場合には、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに <u>当該ＦＩＴ電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第１５条の３の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額</u> から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＴ電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額 三 発電抑制の対象となった発電設備等がＦＩＰ電源である場合には、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＰ電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第２条の４の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額（当該ＦＩＰ電源が再生可能エネルギー電気措置法第２条の７第１項に規定する一時調達契約を締結している場合には、 <u>当該ＦＩＰ電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第１５条の３の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額</u> から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＰ電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額） 四 （略） ６・７ （略）	（電力設備の単一故障発生による発電抑制） 第６４条の２ （略） ２～４ （略） ５ 一般送配電事業者及び配電事業者は、Ｎ－１電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。 一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、Ｎ－１電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電 <u>又は放電</u> に要したであろう費用（ＦＩＴ電源が発電抑制の対象となった場合は、当該ＦＩＴ電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第１３条の３の４（同令附則第１３条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する回避可能費用単価を乗じた額）を差し引いた額 二 発電抑制の対象となった発電設備等がＦＩＴ電源である場合には、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに <u>当該ＦＩＴ電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第３条第２項又は第８条第１項に規定する調達価格を乗じた額</u> から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＴ電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額 三 発電抑制の対象となった発電設備等がＦＩＰ電源である場合には、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＰ電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第２条の４の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額（当該ＦＩＰ電源が再生可能エネルギー電気措置法第２条の７第１項に規定する一時調達契約を締結している場合には、 <u>当該ＦＩＰ電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第２条の７第１項に規定する一時調達価格を乗じた額</u> から、Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときに当該ＦＩＰ電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額） 四 （略） ６・７ （略）
（事前相談の回答） 第７７条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高圧である場合 ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、 <u>この号に</u>	（事前相談の回答） 第７７条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高圧である場合 ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下この号にお

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ （略） 二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合 ア （略） イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ （略） 三 （略） 2 （略）	いて同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無又は平常時における混雑発生の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ （略） 二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合 ア （略） イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ （略） 三 （略） 2 （略）
（接続検討の申込み） 第 7 9 条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。 一～三 （略） 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合（ただし、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。） 2 （略）	（接続検討の申込み） 第 7 9 条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。 一～三 （略） 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合（<u>送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断した場合を除く。</u>） 2 （略）
（接続検討の申込みに対する検討） 第 8 4 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 （略）	（接続検討の申込みに対する検討） 第 8 4 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、<u>連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、</u>接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 （略）
（接続検討の回答） 第 8 5 条 （略） 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。 一 （略） 二 <u>1 0 万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備（停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。）の連系可能量をいう。）の範囲内であるかどうかを判定した結果</u> 3 （略）	（接続検討の回答） 第 8 5 条 （略） 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。 一 （略） （削る） 3 （略）
（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一・二 （略） 三 <u>接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、</u>接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合	（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一・二 （略） 三 <u>接続検討の回答後、他の系統連系希望者の契約申込みに伴う連系予約（第 9 2 条第 1 項に定める連系予約をいう。）</u>によって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
四～七 （略） 2・3 （略）	変動がある場合 四～七 （略） 2・3 （略）
（送電系統の暫定的な容量確保） 第 9 2 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>送電系統（ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。）</u>へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、<u>暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</u> 2 （略）	（連系予約） 第 9 2 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>連系予約（当該発電設備等が送電系統（連系線を除く。以下この条において同じ。）へ連系等されたものとして取り扱うことをいい、高压以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。以下同じ。）を行う。</u>ただし、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 2 （略）
（暫定的な容量確保の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>送電系統に暫定的に容量を確保する。</u> 一・二 （略）	（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>連系予約を行う。</u> 一・二 （略）
（送電系統の容量確保の取消し） 第 9 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条の規定により<u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部</u>を取り消すことができる。 一～五 （略） 六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>送電系統の容量を確保</u>していると判断される場合	（連系予約の取消し） 第 9 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条の規定により<u>実施した連系予約（暫定的に送電系統の容量を確保した場合は、その容量の全部又は一部）</u>を取り消すことができる。 一～五 （略） 六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>連系予約</u>をしていると判断される場合
（送電系統の容量の確定） 第 9 7 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条<u>の規定により暫定的に確保した送電系統の容量</u>を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した<u>送電系統の容量</u>を取り消す。 一～三 （略）	（連系予約の確定） 第 9 7 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条<u>に規定する連系予約</u>を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した<u>連系予約</u>を取り消す。 一～三 （略）
（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第 1 0 5 条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第 9 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により<u>送電系統の容量</u>を取り消した場合 二～五 （略） 2 （略）	（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第 1 0 5 条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第 9 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により<u>連系予約</u>を取り消した場合 二～五 （略） 2 （略）
（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第 1 2 0 条の 2 （略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、<u>この節において同じ。</u>）の工事（保護継電器等により発電抑制を	（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第 1 2 0 条の 2 （略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事が、当該開始の申込みを受け付けた

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>実施</u> する場合は除く。以下、この節において同じ。）が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第１２０条の４第１項第１号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。	一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第１２０条の４第１項第１号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。
（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第１２０条の４ 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。 一～三 （略） <u>四 一般送配電事業者及び配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u> <u>五 一般送配電事業者及び配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第１０７条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第８８条第１項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</u> <u>六 一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第６８条の２第１項の要請による同条第３項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u> ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１２０条の２第１項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第１項第４号若しくは第５号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 ３ （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第１２０条の４ 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。 一～三 （略） （削る） （削る） （削る） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１２０条の２第１項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 ３ （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第１２１条の２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。<u>ただし、第１２０条の４第１項第４号又は第５号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</u> ２ （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第１２１条の２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。 ２ （略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第１２２条の３ 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第６８条第１項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 ２ （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第１２２条の３ 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 ２ （略）
（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第１２２条の９ 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第８２条の２に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。	（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第１２２条の９ 一般送配電事業者等は、<u>第１２２条の４の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には</u>、系統連系希望者に対し、業務規程第８２条の２に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
一 第 1 2 2 条の 4 の規定により系統連系希望者（選定事業者を除く。）に対して回答をする場合 二 選定事業者が選定された場合 2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 一 系統連系希望者（選定事業者を除く。） 第 1 2 2 条の 7 の規定による再接続検討の申込みを行う場合 二 選定事業者 第 1 2 3 条の規定による契約申込みを行う場合 3・4 （略）	（削る） （削る） 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した後に第 1 2 2 条の 7 の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 （削る） （削る） 3・4 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第 1 2 2 条の 1 0 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要なとなる事項について検討を行う。 2・3 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第 1 2 2 条の 1 0 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要なとなる事項について検討を行う。 2・3 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第 1 2 3 条の 9 の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第 8 8 条の 2 に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第 1 2 2 条の 9 に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第 1 1 1 条第 3 項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 2～4 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 1 2 3 条の 9 の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第 8 8 条の 2 に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 （削る） （削る） 2～4 （略）
（電源廃止等により 1 0 万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い） 第 1 2 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が 1 0 万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。 2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より 1 2 か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。	（電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が 1 0 万キロワット以上減少する場合の取扱い） 第 1 2 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、当該電源から送電系統への電力の流入量の最大値が 1 0 万キロワット以上減少することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び電力の流入量が減少する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて 1 2 か月間公表する。 （削る）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																																																
（系統連系技術要件） <u>第 1 3 5 条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備（ただし、別表 7－1 の上欄に掲げる一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、別表 7－2 及び別表 7－3 の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。</u> 二 火力発電設備 二 <u>混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備（ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。）をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）</u> <u>別表 7－1 別表 7－2 及び別表 7－3 に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備</u> <table><tr><td><u>一般送配電事業者の供給区域</u></td><td><u>北海道</u></td><td><u>沖縄</u></td><td><u>北海道及び沖縄以外</u></td></tr><tr><td><u>発電容量</u></td><td><u>1 0 万 k W 以上</u></td><td><u>3． 5 万 k W 以上</u></td><td><u>1 0 万 k W 以上</u></td></tr></table> <u>※ 新設電源及び既に系統に連系している発電設備に適用する。ただし、既に系統に連系している発電設備は、当該発電設備のリプレイス（発電設備の全部又は一部の変更（更新を含む。）をいう。）を行うときにのみ適用するものとする。</u> <u>別表 7－2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等</u> <table><tr><td><u>一般送配電事業者の供給区域</u></td><td><u>北海道</u></td><td><u>沖縄</u></td><td><u>北海道及び沖縄以外</u></td></tr><tr><td><u>G F の速度調定率</u></td><td><u>4 % 以下</u></td><td><u>4 % 以下</u></td><td><u>5 % 以下</u></td></tr><tr><td><u>G F の幅</u></td><td><u>5 % 以上</u></td><td><u>8 % 以上</u></td><td><u>5 % 以上</u></td></tr><tr><td><u>L F C の出力変化速度</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td></tr><tr><td><u>L F C の幅</u></td><td><u>± 5 % 以上</u></td><td><u>± 8 % 以上</u></td><td><u>± 5 % 以上</u></td></tr><tr><td><u>E D C の出力変化速度</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td><td><u>毎分 5 % 以上</u></td></tr><tr><td><u>E D C と L F C を同時に行う際の出力変化速度</u></td><td><u>毎分 1 0 % 以上</u></td><td><u>毎分 1 0 % 以上</u></td><td><u>毎分 1 0 % 以上</u></td></tr><tr><td><u>E D C ・ L F C を可能とする最低出力</u></td><td><u>5 0 % 以下</u></td><td><u>5 0 % 以下</u></td><td><u>5 0 % 以下</u></td></tr><tr><td><u>D S S（日間起動停止）</u></td><td><u>要（8 時間以内）</u></td><td><u>要（3． 5 時間以内）</u></td><td><u>要（8 時間以内）</u></td></tr><tr><td><u>周波数変動補償（不感帯）</u></td><td><u>要（± 0． 1 H z 以内）</u></td><td><u>要（± 0． 1 H z 以内）</u></td><td><u>要（± 0． 2 H z 以内）</u></td></tr></table>	<u>一般送配電事業者の供給区域</u>	<u>北海道</u>	<u>沖縄</u>	<u>北海道及び沖縄以外</u>	<u>発電容量</u>	<u>1 0 万 k W 以上</u>	<u>3． 5 万 k W 以上</u>	<u>1 0 万 k W 以上</u>	<u>一般送配電事業者の供給区域</u>	<u>北海道</u>	<u>沖縄</u>	<u>北海道及び沖縄以外</u>	<u>G F の速度調定率</u>	<u>4 % 以下</u>	<u>4 % 以下</u>	<u>5 % 以下</u>	<u>G F の幅</u>	<u>5 % 以上</u>	<u>8 % 以上</u>	<u>5 % 以上</u>	<u>L F C の出力変化速度</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>L F C の幅</u>	<u>± 5 % 以上</u>	<u>± 8 % 以上</u>	<u>± 5 % 以上</u>	<u>E D C の出力変化速度</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>E D C と L F C を同時に行う際の出力変化速度</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>	<u>E D C ・ L F C を可能とする最低出力</u>	<u>5 0 % 以下</u>	<u>5 0 % 以下</u>	<u>5 0 % 以下</u>	<u>D S S（日間起動停止）</u>	<u>要（8 時間以内）</u>	<u>要（3． 5 時間以内）</u>	<u>要（8 時間以内）</u>	<u>周波数変動補償（不感帯）</u>	<u>要（± 0． 1 H z 以内）</u>	<u>要（± 0． 1 H z 以内）</u>	<u>要（± 0． 2 H z 以内）</u>	（系統連系技術要件） <u>第 1 3 5 条 系統連系技術要件には、法令及び送配電等業務指針のほか、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の規程等を踏まえ、発電設備等及び需要設備を系統と連系する際に必要となる内容を定めなければならない。</u>
<u>一般送配電事業者の供給区域</u>	<u>北海道</u>	<u>沖縄</u>	<u>北海道及び沖縄以外</u>																																														
<u>発電容量</u>	<u>1 0 万 k W 以上</u>	<u>3． 5 万 k W 以上</u>	<u>1 0 万 k W 以上</u>																																														
<u>一般送配電事業者の供給区域</u>	<u>北海道</u>	<u>沖縄</u>	<u>北海道及び沖縄以外</u>																																														
<u>G F の速度調定率</u>	<u>4 % 以下</u>	<u>4 % 以下</u>	<u>5 % 以下</u>																																														
<u>G F の幅</u>	<u>5 % 以上</u>	<u>8 % 以上</u>	<u>5 % 以上</u>																																														
<u>L F C の出力変化速度</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>																																														
<u>L F C の幅</u>	<u>± 5 % 以上</u>	<u>± 8 % 以上</u>	<u>± 5 % 以上</u>																																														
<u>E D C の出力変化速度</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>	<u>毎分 5 % 以上</u>																																														
<u>E D C と L F C を同時に行う際の出力変化速度</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>	<u>毎分 1 0 % 以上</u>																																														
<u>E D C ・ L F C を可能とする最低出力</u>	<u>5 0 % 以下</u>	<u>5 0 % 以下</u>	<u>5 0 % 以下</u>																																														
<u>D S S（日間起動停止）</u>	<u>要（8 時間以内）</u>	<u>要（3． 5 時間以内）</u>	<u>要（8 時間以内）</u>																																														
<u>周波数変動補償（不感帯）</u>	<u>要（± 0． 1 H z 以内）</u>	<u>要（± 0． 1 H z 以内）</u>	<u>要（± 0． 2 H z 以内）</u>																																														

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）			
出力低下防止	要	要	要				
※ G Fは「ガバナフリー」、L F Cは「負荷周波数制御」、E D Cは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。							
別表 7－3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービン コンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等							
一般送配電事業者 の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外				
G Fの速度調定率	4 %以下	4 %以下	5 %以下				
G Fの幅	3 %以上	5 %以上	3 %以上				
L F Cの出力変化 速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上				
L F Cの幅	± 5 %以上	± 5 %以上	± 5 %以上				
E D Cの出力変化 速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上				
E D Cと L F Cを 同時に行う際の出 力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上				
E D C・L F Cを可 能とする最低出力	3 0 %以下	3 0 %以下	3 0 %以下				
D S S （日間起動停止）	二	要（4 時間以内）	二				
周波数変動補償 （不感帯）	要 （± 0 . 1 H z 以内）	要 （± 0 . 1 H z 以内）	要 （± 0 . 2 H z 以内）				
※ G Fは「ガバナフリー」、L F Cは「負荷周波数制御」、E D Cは「経済負荷配分制 御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。							
（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第 1 3 6 条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第 1 0 3 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。							
2 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。							
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 （略） 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。）							
（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第 1 3 6 条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第 1 0 3 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。							
2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。							
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 （略） 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画							

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
二・三 （略） 3 （略） 4 第２項第１号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は<u>発電機</u>別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一・二 （略） 別表８－２ （略）	を含む。） 二・三 （略） 3 （略） 4 第２項第１号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別若しくは<u>放電地点別</u>又は<u>発電設備等</u>別ごとの発電又は<u>放電</u>の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一・二 （略） 別表８－２ （略）
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第１４１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号（配電事業者にあつては、第２号を除く。）に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 一 （略） 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備</u>、広域連系系統その他の情報 常時 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のＦＩＴ電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の２か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。） 別表８－４ （略）	（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第１４１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号（配電事業者にあつては、第２号を除く。）に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 一 （略） 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報 常時 三 供給区域における発電契約者の発電実績及び<u>放電実績</u>、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のＦＩＴ電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の２か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。） 別表８－４ （略）
（計画の変更） 第１４４条 （略） 2 発電契約者は、別表８－２の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。	（計画の変更） 第１４４条 （略） 2 発電契約者は、別表８－２の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備等の設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。
（本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約） 第１４９条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>その他の電気供給事業者（<u>ただし</u>、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	（本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約） 第１４９条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者（送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。
（電力系統の監視） 第１５２条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～三 （略） 四 発電事業者の<u>発電量及び発電余力</u>に関する状況 五～八 （略） 2～4 （略）	（電力系統の監視） 第１５２条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～三 （略） 四 発電事業者の<u>発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力</u>に関する状況 五～八 （略） 2～4 （略）
（潮流調整） 第１５３条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮	（潮流調整） 第１５３条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整（<u>発電機</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に<u>流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は</u>、前項の<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電機</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電機</u>の出力の調整を行う。	流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整等（<u>発電設備等</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に<u>混雑が発生する場合は</u>、前項の<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電設備等</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。
（新設）	（平常時において混雑が発生する場合の措置） <u>第 1 5 3 条の 2 一般送配電事業者の供給区域内の最上位電圧から 2 階級（供給区域内の最上位電圧が 2 5 0 キロボルト未満のときは最上位電圧）の流通設備（連系線は除き、変圧器については一次電圧により判断する。）並びに一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第 1 項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u> 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u> 三 <u>平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提に連系等を行った専焼バイオマス電源及び地域資源バイオマス電源（出力制御が困難なものを除く。）の出力抑制</u> 四 <u>平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提に連系等を行った自然変動電源の出力抑制</u> 五 <u>平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提に連系等を行った地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）及び長期固定電源の出力抑制</u>
（新設）	（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） <u>第 1 5 3 条の 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第 1 項第 4 号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。</u> 一 <u>出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流状況</u> 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が講じた前条の措置の具体的内容</u> 三 <u>前条第 1 項第 4 号に定める措置を行う必要性</u>
（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第 1 5 4 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 （略） 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電	（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第 1 5 4 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 （略） 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整 六 （略） 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の<u>発電機</u>の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。 4 （略）	配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整 六 （略） 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の<u>発電設備等</u>の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。 4 （略）
（電力系統の異常発生時の措置） 第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整 三 <u>発電機</u>（前号の<u>発電機</u>を除く。）の出力の調整の給電指令 四・五 （略）	（電力系統の異常発生時の措置） 第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整 三 <u>発電設備等</u>（前号の<u>発電設備等</u>を除く。）の出力の調整の給電指令 四・五 （略）
（電力系統の異常発生時の<u>発電機</u>の出力の調整） 第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の<u>発電機</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電機</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる<u>発電機</u>を出力の調整の対象とする。	（電力系統の異常発生時の<u>発電設備等</u>の出力の調整） 第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電設備等</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる<u>発電設備等</u>を出力の調整の対象とする。
（異常時の周波数調整） 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の緊急停止（<u>揚水式発電機</u>の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。） 二 <u>発電機</u>（前号の<u>発電機</u>を除く。）の出力の調整（<u>発電機</u>の緊急停止を含む。）の給電指令 三 （略）	（異常時の周波数調整） 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の緊急停止（<u>揚水発電設備</u>の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。） 二 <u>発電設備等</u>（前号の<u>発電設備等</u>を除く。）の出力の調整（<u>発電設備等</u>の緊急停止を含む。）の給電指令 三 （略）
（周波数異常時の<u>発電機</u>の出力の調整） 第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の<u>発電機</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電機</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる<u>発電機</u>を出力の調整の対象とする。	（周波数異常時の<u>発電設備等</u>の出力の調整） 第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電設備等</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる<u>発電設備等</u>を出力の調整の対象とする。
（連系線の遮断による電力系統の分離） 第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、<u>発電機</u>の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。 2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、<u>発電機</u>の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。 3 （略）	（連系線の遮断による電力系統の分離） 第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、<u>発電設備等</u>の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。 2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、<u>発電設備等</u>の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。 3 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（上げ調整力の活用） 第 1 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の起動	（上げ調整力の活用） 第 1 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の起動
（予備力の増加） 第 1 7 0 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。 一 <u>発電設備</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止 二 <u>火力発電機</u>の定格出力を超える運転の準備（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>発電機</u>に限る。） 三 （略）	（予備力の増加） 第 1 7 0 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。 一 <u>発電設備等</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止 二 <u>火力発電設備</u>の定格出力を超える運転の準備（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>場合</u>に限る。） 三 （略）
（下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア <u>発電機</u>の出力抑制 イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア <u>発電機</u>の出力抑制 イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電	（下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア <u>発電設備等</u>の出力抑制 イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア <u>発電設備等</u>の出力抑制 イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電
（下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア 火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の<u>発電機</u>の出力抑制 イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電 二～七 （略） 2 （略）	（下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア 火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の<u>発電設備等</u>の出力抑制 イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電 二～七 （略） 2 （略）
（出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議）	（出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第１７５条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第１号及び第２号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された<u>発電設備</u>に係る発電契約者又は当該<u>発電設備</u>を保有する<u>発電設備設置者</u>（以下、この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。	第１７５条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第１号及び第２号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された<u>発電設備等</u>に係る発電契約者又は当該<u>発電設備等</u>を保有する<u>発電設備等設置者</u>（以下この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。
（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第１８４条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１７４条第１項各号（ただし、第２号及び第６号を除く。）の出力抑制の対象となる<u>発電設備</u>の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 ２・３ （略）	（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第１８４条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１７４条第１項各号（ただし、第２号及び第６号を除く。）の出力抑制の対象となる<u>発電設備等</u>の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 ２・３ （略）
（電圧調整） 第１８６条 （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき<u>発電機</u>による電圧の調整を行う。 ３ （略）	（電圧調整） 第１８６条 （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき<u>発電設備等</u>による電圧の調整を行う。 ３ （略）
（給電指令） 第１８９条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。 一 （略） 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令 ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした<u>発電者の発電機</u>の出力の調整及び需要の抑制又は遮断 イ・ウ （略）	（給電指令） 第１８９条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。 一 （略） 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令 ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした<u>発電設備等</u>の出力の調整及び需要の抑制又は遮断 イ・ウ （略）
（手順書の作成） 第１９１条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一 <u>発電機</u>の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合 二 （略） ２ （略）	（手順書の作成） 第１９１条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一 <u>発電設備等</u>の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合 二 （略） ２ （略）
（異常時の給電指令の理由等の通知） 第１９３条 （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１８９条第１項第２号の給電指令を<u>発電設備保有事業者</u>に対して直接行った場合において、その指令が当該<u>発電設備保有事業者</u>から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。	（異常時の給電指令の理由等の通知） 第１９３条 （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、第１８９条第１項第２号の給電指令を<u>発電設備等保有事業者</u>に対して直接行った場合において、その指令が当該<u>発電設備等保有事業者</u>から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。
（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２ 業務規程第１４４条の２第２号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次	（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２ 業務規程第１４４条の２第２号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、<u>発電及び放電</u>に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば<u>発電及び放電</u>に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																								
の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一 <u>発電設備不具合</u>（作業停止期間の延長を含む。）や系統故障等により発電することが難しい場合 減少変更 二 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更 2 （略）	合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一 <u>発電設備等の不具合</u>（作業停止期間の延長を含む。）や系統故障等により発電<u>及び放電</u>することが難しい場合 減少変更 二 <u>発電及び放電</u>に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更 2 （略）																								
（緊急時の<u>発電機</u>の出力の調整） 第 2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第 1 4 3 条から第 1 4 3 条の 5 までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整を行う。	（緊急時の<u>発電設備等</u>の出力の調整） 第 2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第 1 4 3 条から第 1 4 3 条の 5 までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。																								
（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 （略） 2 ～ 4 （略） 別表 1 2 － 1 （略） <table><tr><th colspan="3">別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先</th></tr><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td><u>発電設備</u>の 作業停止計画</td><td>発電計画提出者</td><td>本機関</td></tr></table>	別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先			対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	<u>発電設備</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関	（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 （略） 2 ～ 4 （略） 別表 1 2 － 1 （略） <table><tr><th colspan="3">別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先</th></tr><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td><u>発電設備等</u>の 作業停止計画</td><td>発電計画提出者</td><td>本機関</td></tr></table>	別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先			対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	<u>発電設備等</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関
別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先																									
対象設備	計画提出者	提出先																							
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																							
<u>発電設備</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関																							
別表 1 2 － 2 作業停止計画の提出者及び提出先																									
対象設備	計画提出者	提出先																							
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																							
<u>発電設備等</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関																							
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～七 （略） 八 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避 九～十一 （略） 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電機</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電機</u>を選定しなければならない。	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～七 （略） 八 <u>発電及び放電</u>の抑制若しくは停止又は市場分断の回避 九～十一 （略） 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電設備等</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電設備等</u>を選定しなければならない。																								
附則（平成 2 8 年 4 月 1 日） <u>（同時同量に関する特別措置）</u> 第 4 条 <u>実同時同量の契約者は、第 1 3 8 条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 1 及び別表 2 に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。</u> 2 <u>前項の需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の計</u>	附則（平成 2 8 年 4 月 1 日） 第 4 条 <u>削除</u>																								

変 更 前（変更点に下線）

変 更 後（変更点に下線）

画を記載しなければならない。

3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項の規定における連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして扱う。

4 第143条に定める一般送配電事業者又は配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。

5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換する。

別表1 需給計画の提出

提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、翌 々月)	週間計画 (翌週、翌 々週)	翌日計画	当日計画
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)	随時
提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力	30分ごと の需要電力 量	30分ごと の需要電力 量
	供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力

別表2 発電計画の提出

提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、翌 々月)	週間計画 (翌週、翌 々週)	翌日計画	当日計画
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)	随時

変 更 前（変更点に下線）							変 更 後（変更点に下線）	
	提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する２点 の時刻の日 別の供給電 力	３０分ごと の供給電力 量	３０分ごと の供給電力 量		
（※１）提出日が休業日の場合も含む。								
附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整） 第２条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第２４４条第２項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。 ２・３ （略） ４ 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電機を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。 ５～７ （略）							附則（平成３０年６月２９日） （発電制約量の調整） 第２条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第２４４条第２項の規定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電設備等が発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。 ２・３ （略） ４ 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。 ５～７ （略）	

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
 本指針は、令和５年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第１５３条の２及び第１５３条の３の規定は、令和５年４月１日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。